

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四地先まで	桶川市大字下日出谷字東耕地一番一 地 先から同市大字下日出谷字東耕地一 番	区 間
八・八〇〽三九・六〇	八・八〇〽三九・六〇	敷地の幅員 (メートル)
五三・六三		延 長 (メートル)
旧道の一部は、桶川市に引き継ぐ。		備 考